

グリーン調達ガイドライン
ダイハツインフィニアース管理化学物質付属資料

環境負荷物質一覧

(概略版)

2025年発行

ダイハツインフィニアース株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 用語の説明	1
3. ダイハツインフィニアースグループの有害物質管理	1
4. ダイハツインフィニアースグループが管理する有害物資の管理レベル	2
5. 主な禁止物質群と含有禁止基準	2～3
6. 特定有害物質のR○HS指令適用除外	3

1. はじめに

この資料はダイハツ インフィニアースグループ グリーン調達ガイドラインに基づき、ダイハツ インフィニアース管理化学物質付属資料として、お取引先様に有害物質の規制遵守と管理をお願いする為に使用します。

2. 用語の説明

1) 含有

材料、部品、製品に化学物質や元素が成分として含まれていたり、混入、付着している事を言います。材料の精錬、精製段階で不純物として残ってしまうものものや製品に取り付けられた銘板やその取り付けビス、製品に使用する接着剤、スタンピングも対象となります。

2) 不純物

天然素材中に含有し、工業材料の精錬、精製過程で工業技術的に除去しきれない物質または合成反応の過程で生じた工業技術的に除去しきれない物質を言います。

3) 均質材料

ねじ外し、切断、破碎、粉碎及び研磨工程等のような機械的動作により異なる材料に分離または、解体されない材料を意味します。メッキ層、塗装層、コーティング層、マーキング層、樹脂、金属、紙、ゴム、セラミック、木材チップ、液体等が均質材料となります。

4) 含有率

化学物質や元素の質量／均質材料の質量×100で求められるwt%を言います。

※1ppm=0.0001wt%、10,000ppm=1wt%

5) 閾値（しきいち）

数値を判定する最大含有率レベルを指します。

6) 意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に添加させることを言います。

金属材料の切削性能を上げるために鉛を添加することや、プラスチックの柔軟性や耐候性を改良するため に可塑剤を添加することが該当します。

7) リサイクル材料

再利用・再資源化される材料のことを言います。リサイクル材料には含有物質やその素性が把握されているクローズド・リサイクル材料と含有物質やその素性が把握できず不透明なオープン・リサイクル材料があります。

3. ダイハツインフィニアースグループの有害物質管理

ダイハツインフィニアースグループは次の2つの目的で有害物質の管理を行います。

1) リサイクル、焼却、埋立処分にともなう環境汚染防止

（適用法令）

- | | | |
|--------------|-----------------|-------------------|
| ・ 水俣条約 | ・ ロッテルダム条約 | ・ 香港条約 |
| ・ スtockホルム条約 | ・ EU R o H S 指令 | ・ 電気事業法 |
| ・ モントリオール議定書 | ・ 放射線障害防止法 | ・ EU REACH/PFAS規制 |

※主な禁止物質

- | | | |
|----------------|-----------|-----------|
| ・ 水銀及びその化合物 | ・ PCB類 | ・ アスベスト類 |
| ・ 鉛及びその化合物 | ・ 特定フロン | ・ 放射性物質 |
| ・ カドミウム及びその化合物 | ・ POPs 物質 | ・ ダイオキシン類 |

2) 使用されるお客様や作業者の健康被害防止

（適用法令）

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| ・ 大気汚染防止法 | ・ P R T R 法 | ・ 毒物・劇物法 |
| ・ 水質汚濁防止法 | ・ 安全衛生法 | ・ 放射線障害防止法 |
| ・ 土壌汚染対策法 | ・ 電気事業法 | ・ 消防法 |

※主な禁止物質

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| ・ PCB類 | ・ POPs 物質 | ・ 放射性物質 |
| ・ 特定フロン | ・ アスベスト類 | |

4. ダイハツインフィニアースグループが管理する有害物資の管理レベル

ダイハツインフィニアースグループは次の3レベルで有害物質の管理を行います。

管理レベル	項 目	内 容	物質数
レベル1	禁止物質	購入品及び梱包材等への含有、付着を禁止する物質	2,058物質
レベル2	全廃候補物質	全廃、代替化を推進する物質	1,406物質
レベル3	削減対象物質	使用量削減に取り組む物質	2,317物質

5. 主な禁止有害物質群と含有禁止基準

禁止物質群	含有禁止基準	閾 値	
アスベスト類	ストックホルム条約、REACH規則	—	—
カドミウム及びその化合物	RoHS指令、REACH規則	0.01wt%	100ppm
六価クロム化合物	RoHS指令	0.1wt%	1,000ppm
五酸化二ヒ素	REACH規則	0.1wt%	1,000ppm
三酸化二ヒ素	REACH規則	0.1wt%	1,000ppm
ヘキサブROMシクロデカン および、すべての主要 ジアステレオ異性体	REACH規則	—	—
鉛及びその化合物	RoHS指令、REACH規則	0.1wt%	1,000ppm
水銀及びその化合物	水俣条約、RoHS指令、REACH規則	0.1wt%	1,000ppm
ニッケル	皮膚に長時間触れる部位への使用 REACH規則	—	—
オゾン層破壊物質(Class I) (CFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等)	モントリオール議定書Class I 物質 (Class II の HCFC 類を除く)。	—	—
パーフルオロオクタンスル フォン酸塩 (PFOS)	REACH規則	—	—
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	RoHS指令	0.1wt%	1,000ppm
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	RoHS指令	0.1wt%	1,000ppm
フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	RoHS指令	0.1wt%	1,000ppm
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	RoHS指令	0.1wt%	1,000ppm
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	RoHS指令	0.1wt%	1,000ppm
臭素化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	REACH規則 ストックホルム条約	—	—
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	電気事業法、RoHS指令	—	—
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	REACH規則	—	—
ポリ塩化ナフタレン類 (CL 3 以上)	ストックホルム条約	—	—

禁止物質群	含有禁止基準	閾	値
短鎖型塩化パラフィン類	ストックホルム条約	—	—
トリブチルスズ=オキシド (TBT0)	ロッテルダム条約	—	—
放射性物質	放射線障害防止法	—	—

6. 特定有害物質のRoHS指令適用除外

項 目	適用除外物質
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼に含まれる0.35wt%までの鉛
6(b)	合金成分として、アルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件に、アルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛
6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で、85wt%以上の鉛ベースの合金)
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物

※項目番号はRoHS指令適用除外付随書からの抜粋

※産業用バッテリーはRoHS指令適用除外

発行日／2019年5月(初版)

改定日／2025年7月(第2版)

発行元 ダイハツインフィニアース株式会社

<https://www.d-infi.com/csr/environment/green.html>